

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

2021年7月21日

理事長 清野 智

## 訪日外客数（2021年6月推計値）

～ 6月：9,300人、国際的な移動の制約続く ～

- 2021年6月の訪日外客数は9,300人であった。これは、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）感染拡大防止策の一環として一部の例外を除いて国境を跨ぐ往来が停止されていることによるもので、COVID-19の影響前の2019年同月比99.7%減に相当する。なお、観光目的の入国は引き続き認められていない。
- 2020年1月下旬以降のCOVID-19の拡大により、多くの国で海外渡航制限等の措置が取られ、日本においても検疫強化、査証の無効化等の措置が取られる中で、COVID-19の感染状況の変化により日本及び各国の措置は緩和・強化が繰り返されてきた。日本においては、変異株の感染拡大防止や日本国内における感染抑止のため、新規入国の一時停止、ビジネストラック・レジデンストラックの運用の停止、検疫の強化等の措置が引き続き取られており、訪日外客数は先月同様、低水準となった。
- COVID-19の感染拡大防止策の一環として、観光目的の国際的な移動に制約が続いている。一方、フランスなど欧米豪市場を中心に一部の国においては、ワクチン接種の普及等を受けて入国後の行動制限が緩和されるなどの動きも見られ、感染状況の変化とともに各国の出入国規制や市場動向を引き続き注視していく必要がある。

\* 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

\* 月別推計値と2003年以降の訪日外客数は、下記リンク「訪日外客数の動向」参照のこと。

[https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor\\_trends/index.html](https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html)

「月別推計値 (Excel)」、「国籍/月別 訪日外客数 (2003年～2021年) (PDF・Excel)」

\* 最新の市場動向トピックスは下記リンク参照のこと。（※5・6月のトピックスは2021年7月末頃に掲載予定。）

[https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound\\_market/report.html](https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound_market/report.html)

\* 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

【お問い合わせ先】

企画総室 調査・マーケティング統括グループ

TEL : 03-5369-6020 E-MAIL : data@jnto.go.jp

# 2021年 訪日外客数・出国日本人数 (対2019年比)

## 2021 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers (Compared to 2019)

日本政府観光局(JNTO)  
Japan National Tourism Organization(JNTO)

2021年7月21日  
21/Jul/2021

(単位: 人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2019	2021	伸率 Change %	2019	2021	伸率 Change %
1 Jan.	2,689,339 (2,345,029)	46,522 (547)	-98.3 (-100.0)	1,452,157	48,691	-96.6
2 Feb.	2,604,322 (2,341,479)	7,355 (266)	-99.7 (-100.0)	1,534,792	24,807	-98.4
3 Mar.	2,760,136 (2,411,650)	12,276 (374)	-99.6 (-100.0)	1,929,915	28,896	-98.5
4 Apr.	2,926,685 (2,640,569)	10,853 (740)	-99.6 (-100.0)	1,666,546	35,905	-97.8
5 May	2,773,091 (2,455,865)	* 10,000	* -99.6	1,437,929	30,123	-97.9
6 Jun.	2,880,041 (2,614,533)	* 9,300	* -99.7	1,520,993	* 30,700	* -98.0
7 Jul.	2,991,189 (2,713,329)			1,659,166		
8 Aug.	2,520,134 (2,206,746)			2,109,568		
9 Sep.	2,272,883 (1,913,105)			1,751,477		
10 Oct.	2,496,568 (2,177,382)			1,663,474		
11 Nov.	2,441,274 (2,145,425)			1,642,333		
12 Dec.	2,526,387 (2,292,029)			1,712,319		
1~6 Jan.-Jun.	16,633,614 (14,809,125)	* 96,300	* -99.4	9,542,332	* 199,100	* -97.9
1~12 Jan.-Dec.	31,882,049 (28,257,141)			20,080,669		

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 訪日外客数のうち、2021年の\*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値、2019年の値は確定値である。

◆注4: 訪日外客数及び\*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注5: ( )内は、総数のうちの観光客数である。

◆注6: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. We compared the figures for Visitor Arrivals for 2021 to that for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. The figures for Visitor Arrivals are definitive (2019) and provisional (2021), while \* stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 4. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 5. The figures in ( ) represent the number of tourists among the total.

# 【参考】2021年 訪日外客数・出国日本人数（対2020年比）

【reference】 2021 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers (Compared to 2020)

日本政府観光局(JNTO)  
Japan National Tourism Organization(JNTO)

2021年7月21日  
21/Jul/2021

(単位:人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2020	2021	伸率 Change %	2020	2021	伸率 Change %
1 Jan.	2,661,022 (2,287,755)	46,522 (547)	-98.3 (-100.0)	1,380,762	48,691	-96.5
2 Feb.	1,085,147 (898,976)	7,355 (266)	-99.3 (-100.0)	1,316,820	24,807	-98.1
3 Mar.	193,658 (119,645)	12,276 (374)	-93.7 (-99.7)	272,697	28,896	-89.4
4 Apr.	2,917 (776)	10,853 (740)	272.1 (-4.6)	3,915	35,905	817.1
5 May	1,663 (108)	* 10,000	* 501.3	5,539	30,123	443.8
6 Jun.	2,565 (224)	* 9,300	* 262.6	10,663	* 30,700	* 187.9
7 Jul.	3,782 (418)			20,295		
8 Aug.	8,658 (482)			37,137		
9 Sep.	13,684 (497)			31,606		
10 Oct.	27,386 (760)			31,049		
11 Nov.	56,673 (1,030)			30,703		
12 Dec.	58,673 (1,557)			33,033		
1~6 Jan.-Jun.	3,946,972 (3,307,484)	* 96,300	* -97.6	2,990,396	* 199,100	* -93.3
1~12 Jan.-Dec.	4,115,828 (3,312,228)			3,174,219		

◆注1: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2: 訪日外客数のうち、\*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値である。

◆注3: 訪日外客数及び\*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注4: ( )内は、総数のうちの観光客数である。

◆注5: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. The figures for Visitor Arrivals are provisional, while \* stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 3. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 4. The figures in ( ) represent the number of tourists among the total.

## 2021年6月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2019年比）

Visitor Arrivals for Jun. 2021 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2019)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2019年 6月	2021年 6月	伸率(%)	2019年 1月～6月	2021年 1月～6月	伸率(%)
総数	Grand Total	2,880,041	9,300	-99.7	16,633,614	96,300	-99.4
韓国	South Korea	611,867	800	-99.9	3,862,658	8,300	-99.8
中国	China	880,651	2,000	-99.8	4,532,465	23,000	-99.5
台湾	Taiwan	461,085	300	-99.9	2,480,849	2,600	-99.9
香港	Hong Kong	209,030	50	-100.0	1,097,889	440	-100.0
タイ	Thailand	62,984	100	-99.8	683,595	1,400	-99.8
シンガポール	Singapore	47,264	40	-99.9	214,083	310	-99.9
マレーシア	Malaysia	30,534	100	-99.7	237,929	700	-99.7
インドネシア	Indonesia	49,290	500	-99.0	215,873	2,400	-98.9
フィリピン	Philippines	46,842	400	-99.1	295,120	2,700	-99.1
ベトナム	Vietnam	35,419	400	-98.9	253,247	21,600	-91.5
インド	India	15,359	70	-99.5	92,940	3,410	-96.3
豪州	Australia	37,283	100	-99.7	326,906	500	-99.8
米国	U.S.A.	175,491	1,200	-99.3	875,124	4,900	-99.4
カナダ	Canada	25,402	100	-99.6	183,769	500	-99.7
メキシコ	Mexico	5,676	80	-98.6	31,624	260	-99.2
英国	United Kingdom	25,801	300	-98.8	185,698	1,200	-99.4
フランス	France	21,317	200	-99.1	160,310	1,200	-99.3
ドイツ	Germany	15,697	200	-98.7	118,479	1,000	-99.2
イタリア	Italy	11,357	100	-99.1	74,768	500	-99.3
ロシア	Russia	8,844	100	-98.9	55,940	800	-98.6
スペイン	Spain	9,762	100	-99.0	51,422	700	-98.6
中東地域	Middle East	7,747	100	-98.7	46,070	500	-98.9
その他	Others	85,339	1,960	-97.7	556,856	17,380	-96.9

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 上記の2019年の数値は確定値、2021年の数値は推計値である。

◆注4: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。

なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注5: 中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注6: 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国:159の国、地域(6月28日現在))

◆Note 1. We compared the figures for Visitor Arrivals for 2021 to that for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. Above figures for 2019 are definitive, while figures for 2021 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 4. Visitor arrivals exclude permanent residents having Japan as their primary place of residence and include travelers entering Japan for the purpose of transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in Visitor Arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 5. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 6. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(159 countries or regions are subject to denial of landing as of June 28th).

## 【参考】2021年6月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2020年比）

[reference] Visitor Arrivals for Jun. 2021 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2020)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2020年 6月	2021年 6月	伸率(%)	2020年 1月～6月	2021年 1月～6月	伸率(%)
総数	Grand Total	2,565	9,300	262.6	3,946,972	96,300	-97.6
韓国	South Korea	122	800	555.7	477,816	8,300	-98.3
中国	China	334	2,000	498.8	1,022,897	23,000	-97.8
台湾	Taiwan	45	300	566.7	689,749	2,600	-99.6
香港	Hong Kong	7	50	614.3	344,910	440	-99.9
タイ	Thailand	12	100	733.3	215,342	1,400	-99.3
シンガポール	Singapore	5	40	700.0	54,787	310	-99.4
マレーシア	Malaysia	13	100	669.2	74,742	700	-99.1
インドネシア	Indonesia	18	500	2677.8	69,720	2,400	-96.6
フィリピン	Philippines	48	400	733.3	104,347	2,700	-97.4
ベトナム	Vietnam	122	400	227.9	111,501	21,600	-80.6
インド	India	69	70	1.4	22,538	3,410	-84.9
豪州	Australia	11	100	809.1	142,666	500	-99.6
米国	U.S.A.	136	1,200	782.4	214,203	4,900	-97.7
カナダ	Canada	17	100	488.2	52,750	500	-99.1
メキシコ	Mexico	3	80	2566.7	9,368	260	-97.2
英国	United Kingdom	30	300	900.0	49,808	1,200	-97.6
フランス	France	16	200	1150.0	41,313	1,200	-97.1
ドイツ	Germany	14	200	1328.6	28,625	1,000	-96.5
イタリア	Italy	8	100	1150.0	13,143	500	-96.2
ロシア	Russia	0	100	—	20,763	800	-96.1
スペイン	Spain	10	100	900.0	11,267	700	-93.8
中東地域	Middle East	28	100	257.1	7,077	500	-92.9
その他	Others	1,497	1,960	30.9	167,640	17,380	-89.6

◆注1：本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2：上記の2020年の数値は暫定値、2021年の数値は推計値である。

◆注3：訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。  
なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注4：中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注5：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国：159の国、地域(6月28日現在))

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. Above figures for 2020 are provisional, while figures for 2021 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 3. Visitor arrivals exclude permanent residents having Japan as their primary place of residence and include travelers entering Japan for the purpose of transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in Visitor Arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 4. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 5. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(159 countries or regions are subject to denial of landing as of June 28th).

# 地域別訪日旅行市場の概況

参考：日本政府は、2020年10月1日から、ビジネス上必要な人材等（順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格へも拡大）に限り、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可（防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留める。）していたが、2020年12月28日以降、当分の間、この仕組みによる全ての国・地域からの新規入国を一時停止している。また、2020年11月1日からの感染症危険情報のレベル2への引き下げに伴い上陸拒否及び上陸時のPCR検査受検等の対象指定が解除されていた一部の国も含め、2021年1月9日以降、当分の間、すべての国・地域からの入国者・再入国者・帰国者に対し、日本人を含め、上陸時のPCR検査の受検等を実施することとした。更に1月14日以降は、「ビジネストラック」「レジデンストラック」の運用も停止している。

※ 「レジデンストラック」とは、入国後14日間の自宅待機は維持しつつ例外的に日本と相手国間の往来を認める仕組みで、主に駐在員の派遣・交代など、長期滞在者用。「ビジネストラック」とは、「活動計画書」の提出等の条件の下、日本または相手国入国後の14日間の自宅待機期間中も行動範囲を限定した形でのビジネス活動を認める仕組みで主に短期出張者用。

※ 「スワブ検査」とは、鼻咽頭ぬぐい液（スワブ）を検体として実施するPCR検査のこと。

※ これまで変異株ごとに追加的に防疫措置等を実施してきた日本の水際対策強化措置が「水際対策上特に懸念すべき変異株」とそれ以外の新型コロナウイルスに体系的に整理し直されたことに伴い、6月30日以前に指定された「インドで初めて確認された変異株 B.1.617 指定国・地域」は7月1日以降「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」へ、また、一部の「変異株流行国」は「水際対策上特に懸念すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」へ移行している。

注) 当該「地域別訪日旅行市場の概況」においては、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

## 1. アジア

### ①東アジア

● 韓国は、800人（対2019年同月比99.9%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年10月8日から「レジデンストラック」及び「ビジネストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、当分の間、運用が停止されている。
- ・ 韓国政府による日本への海外旅行の中止、延期を国民に要請する特別旅行注意報が引き続き発令されている。自国民の日本からの入国については、出国前72時間以内に発給された

PCR 検査陰性証明書の提示、入国後 1 日以内の PCR 検査の受検、原則 14 日間の自宅又は施設での隔離及び隔離期間解除前の検査受検等が義務づけられている。なお、韓国内で 2 回のワクチンを接種し、14 日以上が経過してから出国した者が日本から帰国する際に、PCR 検査で陰性であれば、入国後 1 日以内、6~7 日目、12~13 日目の計 3 回の PCR 検査受検が義務付けられるものの、隔離義務は免除される。

・日本への直行便は、2021 年 7 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 中国は、2,000 人（対 2019 年同月比 99.8%減）であった。

・COVID-19 の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。

・また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020 年 11 月 30 日から「レジデンストラック」及び「ビジネストラック」が運用されていたが、2021 年 1 月 14 日以降、当分の間、運用が停止されている。

・2020 年 4 月 21 日以降、中国政府外交部より海外旅行自粛の指示が出されていることから、観光客の日本への渡航は実質的に不可能な状況が続いている。自国民の日本からの入国については、フライト搭乗前 2 日以内に実施した PCR 検査と血清 IgM 抗体検査の陰性証明の取得及び搭乗時の陰性証明書の提示、原則として 14 日間の施設での隔離等が求められている。

・日本への直行便は、2021 年 7 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 台湾は、300 人（対 2019 年同月比 99.9%減）であった。

・COVID-19 の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証免除措置の停止の対象となっている。

・また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020 年 9 月 8 日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021 年 1 月 14 日以降、当分の間、運用が停止されている。

・台湾における日本への渡航警戒レベルは不要不急の渡航自粛等が続いている。台湾人の日本からの入境については、入境時と 14 日間の防疫ホテル等での隔離期間終了時の PCR 検査受検、隔離開始後 10~12 日目の抗原検査受検が求められている。

・日本への直行便は、2021 年 7 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 香港は、50 人（対 2019 年同月比 100.0%減）であった。

・COVID-19 の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・ 香港政府による日本への海外渡航の自粛が要請されている。香港市民の日本からの入境については、入境時に日本出発前 72 時間以内の PCR 検査陰性証明書の提出、PCR 検査等の受検及び 21 日間の指定ホテルでの隔離等が求められている。なお、ワクチン接種済みであれば、日本からの入境時の隔離期間は 14 日間に短縮される。また、ワクチン接種に加え、入境時の PCR 検査で陰性かつ過去 3 か月以内の抗体検査で陽性で、入境前 14 日間において日本を含む高リスク国、中リスク国または台湾にしか滞在していなければ、日本からの入境時の隔離期間は 7 日間に短縮される。
- ・ 日本への直行便は 2021 年 7 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

## ② 東南アジア

- タイは、100 人（対 2019 年同月比 99.8%減）であった。
  - ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。
  - ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020 年 7 月 29 日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021 年 1 月 14 日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、2021 年 6 月 4 日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。
  - ・ 出国制限はないものの、タイ民間航空局はタイ政府が許可した臨時便、特別便を除き、通常旅客便の運航を引き続き禁止している。自国民の日本からの入国については、最低 14 日間の隔離が義務付けられている。
- シンガポールは、40 人（対 2019 年同月比 99.9%減）であった。
  - ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。
  - ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020 年 9 月 18 日から「ビジネストラック」、9 月 30 日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021 年 1 月 14 日以降、当分の間、運用が停止されている。
  - ・ シンガポール政府から、引き続き、日本への海外旅行の延期勧告が出されている。自国民の日本からの入国については、出国前 72 時間以内及び入国時の PCR 検査受検、政府指定施設での 14 日間の隔離、隔離中 3 回の自主検査及び隔離終了前の指定された日の PCR 検査受検が義務付けられている。
  - ・ 日本への直行便は、2021 年 7 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- マレーシアは、100 人（対 2019 年同月比 99.7%減）であった。



- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020 年 9 月 8 日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021 年 1 月 14 日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、2021 年 6 月 4 日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目及び 6 日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。
- ・ マレーシア政府から出された活動制限令により日本への出国禁止が継続されている。自国民の日本からの入国については、マレーシアへの出発 3 日前のサブ検査と入国時の PCR 検査、14 日間の隔離及び隔離施設退出 2 日前の PCR 検査受検が義務付けられている。
- ・ 日本への直行便は、2021 年 7 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドネシアは、500 人（対 2019 年同月比 99.0%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021 年 7 月 9 日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目、6 日目及び 10 日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。
- ・ インドネシア政府により、自国民に対し出入国時のワクチン接種証明書の提示が求められている。自国民の日本からの入国については、PCR 検査の陰性証明書の提出または PCR 検査受検と 8 日間の政府指定施設での隔離の後、入国後 14 日目までの自己隔離が義務付けられている。
- ・ 日本への直行便は、2021 年 7 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フィリピンは、400 人（対 2019 年同月比 99.1%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021 年 7 月 1 日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。
- ・ 2020 年 10 月 21 日より、フィリピン人の自由な海外渡航が許可されたが、自国民の日本からの入国については、入国後 14 日間の隔離が義務付けられている。入国後 10 日間は指定ホテルでの隔離となり、PCR 検査を受検し、陰性の場合には自宅等に移り、入国から 14 日間の隔離となっている。
- ・ 日本への直行便は、2021 年 7 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ベトナムは、400人（対2019年同月比98.9%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年7月29日から「レジデンストラック」、11月1日から「ビジネストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、2021年7月1日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。
- ・ 自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提出と入国後21日間の強制隔離及びその後7日間の自宅等での自主隔離が義務付けられている。
- ・ 日本への直行便は2021年7月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドは、70人（対2019年同月比99.5%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年5月28日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目、6日目及び10日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。また、2021年5月14日以降、当分の間、再入国も禁止されている。
- ・ インド政府から発令された海外渡航中止勧告と観光目的以外の人的往来を可能とする二国間協定等による臨時便を除く国際旅客便の運航停止が継続している。
- ・ インド政府から、引き続き、日本への海外旅行の延期勧告が出されている。自国民の日本からの入国については、自宅等での14日間の隔離等（PCR検査の陰性証明を出国前72時間以内に取得すれば14日間のセルフモニタリングの実施のみ）が必要となる。

## 2. 豪州、北米

● 豪州は、100人（対2019年同月比99.7%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による14日間の隔離・PCR検査受検等、査証免除措置停止の対象となっている。
- ・ 豪州政府による日本への海外渡航禁止が継続している。自国民の日本からの入国については、フライト出発予定時刻の72時間以内のPCR検査受検及び空港での陰性証明書の提示と指定された施設における14日間の隔離が義務付けられている。
- ・ 日本への直行便は、2021年7月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 米国は、1,200人（対2019年同月比99.3%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等の対象となっている。なお、一部の州は2021年5月1日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域として、また、一部の州は2021年6月4日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。
- ・ 米国政府により、日本への渡航はレベル3の「渡航の再検討」とされている。自国民の日本からの入国については、帰国後、3～5日後にPCR検査を受検のうえ自宅での7日間の自己隔離、PCR検査を受検しない場合は10日間の自宅等での待機等が求められている。なお、ワクチン接種完了者は隔離不要となるが、3～5日後のPCR検査で陽性となった場合には隔離が求められる。
- ・ 日本への直行便は、2021年7月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● カナダは、100人（対2019年同月比99.6%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等の対象となっている。
- ・ カナダ政府により、日本への渡航はレベル3の「不要な渡航の自粛」とされている。自国民の日本からの入国については、出国前72時間以内に取得した陰性証明書の提示、上陸時のPCR検査の受検及び3日間の政府指定ホテルでの待機、8日目のPCR検査再受検、14日間の隔離等が義務付けられている。なお、政府指定のワクチンを入国14日前以前に2回接種済みの場合、3日間の政府指定ホテルでの待機と14日間の隔離が不要となる。
- ・ 日本への直行便は、2021年7月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● メキシコは、80人（対2019年同月比98.6%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ 日本への直行便は、2021年7月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

### 3. 欧州

● 英国は、300人（対2019年同月比98.8%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年6月7日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、

入国後 3 日目及び 6 日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

・英国政府により日本への渡航は自粛が要請されている。自国民の日本からの入国については、旅行を開始する日の 3 日前以降の PCR 検査の受検と渡航前及び到着時の陰性証明書の提示が義務付けられるとともに、入国後 2 日目及び 8 日目の PCR 検査受検、10 日間の隔離等が求められている。なお、入国後 5 日目の任意の PCR 検査の受検により陰性であれば、自己隔離の早期終了が可能となる。

・日本への直行便は、2021 年 7 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フランスは、200 人（対 2019 年同月比 99.1%減）であった。

・COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、出発 72 時間前以内の PCR 検査陰性証明書又は抗原検査陰性証明書の提出が求められているが、ワクチン接種済みの者に関してはこれらの提出が不要となる。

・日本への直行便は、2021 年 7 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ドイツは、200 人（対 2019 年同月比 98.7%減）であった。

・COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。

・ドイツ政府により、日本への必要不可欠でないすべての出張及び私的旅行の自粛が要請されている。自国民の日本からの入国については、入国前 48 時間以内の抗原検査受検及び陰性証明書の提示又はドイツ入国前 72 時間以内の PCR 検査受検及び陰性証明書の提示が義務付けられている。なお、ワクチン接種証明書または快復証明書の所持者は入国時に必要な陰性証明書の提示が免除される。

・日本への直行便は、2021 年 7 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● イタリアは、100 人（対 2019 年同月比 99.1%減）であった。

・COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、入国前 72 時間以内実施したスワブ検体による抗原検査又は PCR 検査の陰性証明提示、10 日間の隔離及び隔離期間終了時の検査受検等が義務付けられている。なお、Covid-19 グリーン証明書の所持者は隔離義務及び隔離期間終了後の検査受検が免除となる。

※ 「Covid-19 グリーン証明書」とは、イタリア政府が定める証明書で、指定のワクチンを規定回数接種し 14 日以上が経過していることを示す証明書、COVID-19 から治癒し隔離を終了したことを示す証明書、イタリア入国前 48 時間以内の PCR 検査又は抗原検査の陰性証明書のいずれかをいう。

・日本への直行便は、2021 年 7 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ロシアは、100 人（対 2019 年同月比 98.9%減）であった。

・COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、一部の州が、2021 年 7 月 1 日以降、順次、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、14 日間の隔離が義務付けられている。なお、帰国前 3 日以内に指定されたポータルサイトへの PCR 検査の陰性結果を登録した場合、隔離は不要となる。また、ロシア国内で入国前 12 カ月以内にワクチン接種済又は 6 カ月以内に COVID-19 から回復済であれば、ワクチン接種証明又は COVID-19 の回復証明のポータルサイトへの登録で PCR 検査の陰性結果に替えることができる。

・日本への直行便は、2021 年 7 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● スペインは、100 人（対 2019 年同月比 99.0%減）であった。

・COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021 年 7 月 1 日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

・日本への直行便は、2021 年 7 月も引き続き運休となっている。

#### 4. 中東地域

● 中東地域は、100 人（対 2019 年同月比 98.7%減）であった。

・COVID-19 の拡大により、中東地域各国も、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、トルコは 2021 年 7 月 9 日以降、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。また、アラブ首長国連邦は 2021 年 7 月 9 日以降、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目及び 6 日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

・アラブ首長国連邦及びトルコを除く中東地域各国で日本への渡航が引き続き規制されてい

る。なお、サウジアラビアではワクチン第2接種完了又は第1接種から14日以上経過している人の海外旅行が解禁になるなど、一部の国では条件を満たせば出国規制が緩和されている。

- ・自国民の日本からの入国については、中東地域各国で、一定期間の隔離、PCR検査受検、陰性証明書の提出、指定アプリのダウンロード等、入国制限や入国後の行動制限が設けられている。なお、イスラエルではワクチン接種証明書保有者は隔離が免除されるなど、一部の国では条件を満たせば入国制限や入国後の行動制限が緩和されている。
- ・日本への直行便は、2021年7月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

(2021年7月14日現在)